

介護予防訪問看護重要事項説明書

この介護予防訪問看護重要事項説明書は、利用者様が介護予防訪問看護サービスを受けられるに際し、利用者様やそのご家族に対し、事業所の事業運営規程の概要や訪問看護従事者などの勤務体制等、利用者様のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記したものです。

1. 事業所が提供するサービスについての質問・相談窓口

電 話 番 号	084-983-3366 24時間いつでも連絡いただけます。
担 当 者	加藤 順子

※ 不明な点は何でもお尋ねください。

2. 事業者の概要

(1) 法人

事業者名称	株式会社 アリスジャパン
本社所在地・電話	福山市王子町二丁目11番6号 TEL 084-923-0721
代 表 者 名	代表取締役 伊藤 健二
事 業 内 容	訪問介護・在宅給食サービス・居宅介護支援・ 福祉用具の販売・レンタル・大人用紙オムツの販売

(2) サービス提供事業所

事業所名	アリス訪問看護ステーション
所在地・電話	福山市王子町二丁目11番6号 TEL 084-983-3366
介護保険指定事業者番号	3461590485
医療保険ステーションコード	15, 9048, 5
通常の事業実施地域	福山市

※ 上記、地域以外をご希望の方はご相談ください。

(3) 事業所の職員体制

職 種		
管 理 者		1名 (常勤 1名 ・ 非常勤 名)
サ ー ビ ス 従 事 者	看護師	名 (常勤 名 ・ 非常勤 名)
	准看護師	名 (常勤 名 ・ 非常勤 名)
	保健師	名 (常勤 名 ・ 非常勤 名)
	理学療法士	名 (常勤・兼務 名 ・非常勤 名)
	作業療法士	名 (常勤・兼務 名 ・非常勤 名)
事務職員		1名 (常勤・兼務 1名 ・非常勤 名)

(4) 営業日および営業時間

		営業時間
営業日	月曜日～土曜日 ※必要に応じて日曜日・国民の祝日・年末年始の訪問対応可能	午前8：30～午後5：30 なお、緊急時は24時間訪問対応します。
緊急連絡先電話番号	084-983-3366	営業時間外は転送電話にて対応します。

※ 緊急時体制：事業所は24時間連絡体制及び、必要に応じ緊急時訪問看護を行う体制を整えています。

(5) 従事者の業務内容

事業所は、利用者様のかかりつけ医の指示書および、介護予防訪問看護計画に基づき、保健師・看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士が、利用者様の居宅を訪問して、介護予防訪問看護サービスを実施します。

職 種	業務内容
管 理 者	看護師などの従業者の管理、指定介護予防訪問看護の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。事業所の従事者に、厚生省令で定められた指定介護予防訪問看護の人員基準および運営に関する基準を遵守させるために、必要な指示・命令を行います。
看 護 師 准 看 護 師	看護師、准看護師は、利用者様の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、指定介護予防訪問看護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容などを記載した介護予防訪問看護計画を作成し、利用者様にその内容を説明いたします。また、指定介護予防訪問看護の利用の申し込みに係る調整、サービス従事者に対する技術指導などサービスの内容の管理を行います。
理 学 療 法 士 作 業 療 法 士	リハビリテーションプログラムを作成するとともに、機能訓練の実施・またはその指導を行います。
事 務 職 員	介護予防訪問看護事業所の運営上、必要な事務処理を行います。

3. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、主治医と相談し介護予防訪問看護が必要であると認められ、主治医より介護予防訪問看護指示書の交付を受けられた方は、お電話等でお申し込み下さい。事業所職員がお伺いします。介護予防訪問看護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

居宅介護予防サービス計画の作成を依頼している場合には、事前に地域包括支援センターにご相談ください。

(2) サービス内容

- 病状の観察（体温・脈拍・呼吸・血圧などの一般状態）
- 療養上のお世話（食事、排泄、入浴、整容などの援助）
- 医療器具の管理（胃瘻、経管栄養、留置カテーテル、点滴の管理、人工呼吸器等の管理）
- 床ずれの処置とその予防
- 訪問診療の補助
- リハビリテーション
- ご家族への療養上の指導・相談、ご家族の健康管理

(3) 医療保険との区分け

要介護認定で要支援者と認定を受けた方は、原則として介護保険による介護予防訪問看護サービスを提供いたします。ただし、次に該当される方は医療保険による訪問看護サービスを提供いたします。

《医療保険による訪問看護の対象者》

- 40歳未満の方
- 40歳以上65歳未満の厚生労働大臣の定める16特定疾病患者以外の方
- 40歳以上の16特定疾病患者又は、65歳以上で要介護者・要支援者でない方
また、要介護者等であっても ①末期の悪性腫瘍や難病患者等の場合、②特別訪問看護指示書が交付された場合

4. 利用料金

(1) 基本利用料

— 介護予防保険利用料金一覧表 —

【 基本利用料 】			
	時間内： 8時～18時	早朝：6時～8時 夜間：18時～22時	深夜： 22時～翌朝6時
予) 訪問看護Ⅰ 1 (20分未満)	303円	379円	455円
予) 訪問看護Ⅰ 2 (30分未満)	451円	564円	677円
予) 訪問看護Ⅰ 3 (30分以上60分未満)	794円	993円	1,191円
予) 訪問看護Ⅰ 4 (60分以上90分未満)	1,090円	1,363円	1,635円
理学療法士などによる訪問の 場合 予) 訪問看護Ⅰ 5 ※1日に2回を超え実施する場 合は X50%	284円		
【 加算項目 】			
予) 緊急時訪問看護加算	600円/月		
予) 特別管理加算	(Ⅰ) 500円/月 (Ⅱ) 250円/月		
予) 複数名訪問加算 (30分未満) (30分以上)	(Ⅰ) 254円 (Ⅱ) 201円 (Ⅰ) 402円 (Ⅱ) 317円		
予) 長時間訪問看護加算 《1時間30分以上となる時》 (特別管理加算対象者のみ)	300円		
予) サービス提供体制強化加算	(Ⅰ) 6円/回 (Ⅱ) 3円/回		
予) 退院時共同指導加算	600円/回		
予) 初回加算	(Ⅰ) 350円/月 (Ⅱ) 300円/月		
予) 看護体制強化加算	100円/月		
予) 特別地域訪問看護加算	※ 当事業所は厚生労働大臣が定める特別地域に該当するため、 基本利用料金に15%を加算します。		
【 保険適応外料金 】			
※ 通常の事業実施地域以外への訪問看護サービスに要した交通費は、通常の事業実施地域を越えた 地点から路程に対し往復交通費を徴収する。 片道1kmあたり 50円			
死後の処置料	11,000円		

介護保険個人負担額+加算が2割負担の場合は2倍、3割負担の場合は3倍になります。

— 医療保険利用料金一覧表 —

対象者	基本利用料
後期高齢者医療 受給者	1割～3割
国民健康保険・社会保険 受給者	1割～3割

【 基本利用料金明細 】

訪問看護基本療養費Ⅰ 看護師・PT・OT (1日1回)	週3日まで	5,550円	週4日以降	6,550円
管理療養費(1日につき)	初日	7,670円	2日目以降	1. 3,000円 2. 2,500円
難病等複数回訪問加算 (厚生労働省の特定疾患)	1日2回訪問	4,500円	1日3回以上の訪問	8,000円
早朝・夜間加算(6時～8時・18時～22時)		2,100円		
深夜加算(22時～翌朝6時)		4,200円		
訪問看護基本療養費Ⅲ	在宅療養に備えた外泊時(入院中に1回、 厚生労働大臣が定める疾病等は入院中に2回)			8,500円

【 加算項目 】

24時間対応体制加算	6,800円/月
情報提供療養費	1,500円/月
特別管理加算(1月につき)	利用者の状態に応じ 2,500円または5,000円
長時間訪問看護加算(週1回まで) ※厚生労働省が定める状態の場合は週3回まで	5,200円
緊急時訪問看護加算	2,650円/日(月14日目まで) 2,000円/日(月15日目以降)
退院時共同指導加算 (利用者の状態に応じ月2回を限度)	8,000円/月
ターミナルケア療養費	25,000円/回

【 保険適応外料金 】

交通費	2km未満：100円 2km以上：200円	
時間外料金	営業日以外 (日曜日・祝日・ 年末年始)	1,000円/30分毎
死後の処置料	11,000円	

- ※ 日曜日・国民の祝日、年末年始の訪問は、時間外料金をいただきます。
- ※ 公費負担医療受給者は利用料が免除され、交通費のみ負担となります。
- ※ 公費負担医療：結核予防法、精神保健福祉法、身体障害者福祉法、原爆被爆者援護法、特定疾患治療研究事業、先天性血液凝固因子障害等治療研究事業。

(2) 支払方法

自己負担金は、月初に前月分の請求書を発行しますので、訪問時に現金でお支払い下さい。お支払い頂きますと領収書を発行いたします。

5. サービスの中止

(1) 連絡方法

利用者様がサービス提供日の利用を利用者様又は、ご家族の都合により中止する際には、すみやかに事業所までご連絡下さい。

サービスの利用中止料はいただきません。

6. 契約の終了

① 利用者様の都合で契約を終了する場合

事前に、事業所へご連絡下さい。

② 事業所の都合で契約を終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は事前に利用者様へ連絡をさせていただきます。

③ 自動終了

以下の場合、契約を終了します。

該当の場合は、ご連絡をお願いします。

- ・ 利用者様が病院等へ入院され、2ヶ月以上サービスのご利用が無い場合
- ・ 利用者様が介護老人保健施設、介護老人福祉施設等に入所された場合
- ・ 利用者様が死亡された場合

④ その他

- ・ 事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様やご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、法人若しくは事業所の営業継続が不可能となった場合、利用者様は即座にサービスの利用を終了することができます。
- ・ 利用者様が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上滞納し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、1ヶ月以内に支払わない場合、または利用者様やご家族などが事業所や、事業所のサービス従事者に対して本契約を継続することが難しいような不信行為を行った場合は、主治医と協議の上、サービスの提供を終了させていただく場合があります。
- ・ 地震・洪水等の天災、その他事業所の責に帰すべからず事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、事業者は利用者様に対してサービスの提供を終了させていただく場合がございます。

7. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者様に病状の急変等が生じた場合には、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、必要と思われる機関等へ連絡いたします。

8. 相談・要望・苦情などの窓口

訪問看護サービスに関する相談・要望・苦情などは、事業所、市町又は、国民健康保険団体連合会に対して申し立てる事ができます。

アリス訪問看護ステーション	月曜日～土曜日：8時30分～17時30分 電話番号 084-983-3366 担当者：加藤 順子
福山市介護保険課	月曜日～金曜日：8時30分～17時15分 電話番号 084-928-1166
広島県国民健康保険団体連合会	月曜日～金曜日：8時30分～17時30分 電話番号 (082)554-0783
利用者様の担当ケアマネージャー	各居宅介護支援事業所、各地域包括支援センター

9. 記録等

- ・ 事業所は、訪問看護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存します。
- ・ サービス提供記録はご希望の場合いつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合は1枚当たり10円徴収させていただきます。

10. 守秘義務

事業所は、サービスを提供する上で知り得た利用者様またはそのご家族に関する秘密及び個人情報については、正当な理由なく契約中及び契約終了後、第三者に漏らしません。

ただし、介護予防居宅サービス計画を作成する上で、サービス担当者会議において介護支援専門員(ケアマネージャー)との連絡調整を行い、円滑にサービスの提供をするために居宅介護支援事業所に対して情報提供します。

また、主治医との連携を図り、適切なサービスの提供をするために必要に応じて状況報告し、1ヶ月に1回介護予防訪問看護報告書を提出します。

医療保険対象の利用者様は、市町の実施する保健福祉サービス等との連携を図り、適切なサービスの提供をするために、市町に1ヶ月に1回情報提供書を提出します。

重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和	年	月	日
-----------------	----	---	---	---

上記により重要事項の説明を行ないました。

事業者 住 所：福山市王子町二丁目11番6号
名 称：株式会社 アリスジャパン
代表者：代表取締役 伊藤 健二 (印)

事業所 所在地：福山市王子町二丁目11番6号
名 称：アリス訪問看護ステーション
説明者： (印)

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者 住 所： _____

氏 名： _____ (印)

(代理人) 住 所： _____

氏 名： _____ (印)

